

答申第 925 号

諮問第 1577 号

件名：特定の法人所有の特定の車両に関する事案又は交通事故等、特定の車両に関する全ての行政文書、事案又は交通事故関係全てを含む事故捜査捜索届の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 6 月 4 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が平成 30 年 7 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

無車検無保険（無車検）事故であり当該法人の責任の有無を明確にして、任意保険関係を確認する事、第三被害者があった時の救済のため、明らかにしてもらいたい。決裁文書改ざんされた疑い。車両の一時抹消にも関係する重要な事案のため、告発する。

イ 平成 30 年 10 月 21 日付け反論書における主張

審査請求人の平成 30 年 10 月 21 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件、車両車検は平成 28 年 12 月 2 日に満了しており無車検、無保険車である。本件車両事故による第三被害物、第三被害者に対する救済は保険では対応されない。

本件車両事故は道路交通法違反（あてにげ）同法第 2 節第 72 条事故不届出である事から警察官もその事実の確認をした上で処理に当たった。

警察官 2 名の公判証人尋問調書では、本件車両車検は有効であったと

偽証しており警察署内端末を使い車両車検が有効であったと証言しているがこの証言は刑法第 20 章偽証であり、この偽証により当該法人又は代表者個人の名誉が毀損され侵害された（刑法第 34 章、第 230 条名誉毀損）事案であり、本件に係る全ての行政文書の開示を求める。

本件車両が無車検無保険車であった事は事実であり警察官 2 名の公判調書は偽証であり、第三被害物、被害者救済の^{ため}、全ての行政文書を開示しその救済をする必要がある。

警察官は、事故当事者に便宜をはかっておりこの目的以外警察官が裁判で偽証する必要も理由も見あたらず、なぜ偽証してまでも事故当事者に便宜をはかったのか明白にして当該法人の名誉回復と被害者、被害物の救済をすべく、行政文書開示を求める。

警察官による偽証で車検の有、無がねつぞうされ、解決がされておらず、行政文書の全ての開示によりなぜこの様な偽証をする事になったのか明白にし、事故当事者へ便宜を計ったいきさつ等明白にされるべきであり警察官の偽証により当該法人又個人としても名誉を毀損され侵害された事実をおもく受け止めて頂きたい。

以上の通り不開示決定の取り消しはそうとうである。

本件車両は無車検、無保険で事故をおこしており、警察官の偽証は事故による被害者をも侵害するものであり全ての情報開示を求める。

ウ 平成 30 年 12 月 10 日付け反論書における主張

審査請求人の平成 30 年 12 月 10 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件特定車両の車検証を自賠償保険証は、本件車両が無車検無保険車である証拠品として A 警察署へ原本が提出されておりこの証拠品のいんぺいがされている。

捜査にあたった警察官は当事者に便宜をはかるため公文書である車検証をいんぺいして、本件車両車検が有効だったと偽証した。

国土交通省に確認したところ、A 警察署より本件特定車両の車検の有無について端末照会がされた事実は無いとの解答を受けた。

A 警察署員による証拠いんめつ、公文書偽造同行使、偽証刑法第 230 条、第 169 条、第 158 条、第 155 条③、名誉棄損はあきらかで本件行政文書の開示はされるべきである。

本件行政文書開示請求は、A 警察署員 2 名による公判調書を証拠として、おこなっている。本件は公開裁判の場で警察官が証言した内容が偽証であったことからおこなったものであり、本件特定車両の車検の有無は、捜査に大きな違いがあり、第三被害者への弁済や第三被害物の弁済にいたるまで当事者が自費でする事になる。

本件車両所有者は国土交通省が発行した車両車検証を無車検車である証拠として提出した。

本件は警察官 2 名が公開の公判の場で本件特定車両の車検が有効であったことから証言しており、その車検の有無について、どの様な方法をもちいて確認したかまでを証言した、しかし警察官が証言したような方法で車検の有無の確認をおこなった事実はない事が判明した。

本件は当事者と示談がされており警察はこの事実をいんぺいしており、行政文書の全ての開示をおこない事実を明らかにする事で名誉の回復をはかっていただきたい。よって、本件請求には理由があり開示をもとめる。

本件行政文書は公開の場である公判にて警察官 2 名が宣誓した後、公判調書が作成されたものを証拠提出して警察官による偽証にあたる部分を審査請求人は証拠を持って開示をもとめているのであり、警察官が公判で証言した事が事実であれば、開示をこばむものではない。公判でどうどうと証言して調書が作成された以上、警察官として何もやましい事がない事をどうどうと証明するためにも、全ての行政文書の開示をするべき事案であり不開示決定には理由がない。

以上の通り公判にて証言した内容はすでに公にされているのであるから事実を明白にするためにも不開示決定を取り消すべきである。

全ての行政文書、パソコン等、この事案に係る全ての行政文書の開示をもとめる。

エ 平成 31 年 2 月 2 日付け反論書における主張

審査請求人の平成 31 年 2 月 2 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件、警察官による公文書偽造同行使等審査会へ告発する。事実を公表してもらいたい。又真実を明確にしてもらいたい。

オ 陳述書及び陳述書補足における主張

審査請求人の令和元年 5 月 23 日付け陳述書、同年 6 月 13 日付け陳述書補足及び同年 10 月 9 日付け陳述書補足並びに令和 2 年 1 月 11 日付け陳述書における主張の内容は、特定の法人が所有する特定の車両が関係した交通事故が発生し、当該車両が事故当時は無車検・無保険の状態であったとした上で、A 警察署は当該事故の届出があった際に調査した内容を隠蔽しており、さらに、事故当時車検は有効であったと警察官が偽証しているというものである。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 事実経過

ア 行政文書開示請求書の受理

処分庁は、平成 30 年 6 月 19 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、別記に掲げる行政文書を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

イ 本件開示請求の対象となる行政文書

本件開示請求は、審査請求人が「勝手に持ち出され、事故をおこされた上、だましとられた」とする、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察で取り扱った事案、交通事故等に関し、平成 28 年 12 月中及び平成 29 年 1 月中に作成され、A 警察署で保管する行政文書の開示を求めるものである。

ウ 本件開示請求に係る行政文書不開示決定

処分庁は本件開示請求に係る本件請求対象文書について、条例第 10 条の「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に該当するとして、平成 30 年 7 月 3 日付けで行政文書不開示決定通知書により行政文書不開示決定を行った。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第 7 条第 3 号該当性

(7) 条例第 7 条第 3 号イは、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報は開示しないことができると規定している。

(イ) 本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両が記載されていることから、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人が所有する車両が、警察において事案として取り扱われたか否かや交通事故を起こしたか否かといった情報（以下「本件情報」という。）が明らかとなるため、当該法人の信用及び社会的評価に影響を及ぼし、当該法人の名誉侵害及び社会的評価の低下につながり、当該法人の権利、競争の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。また、同号ただし書には該当しない。

イ 条例第 10 条該当性

(7) 条例第 10 条は、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するこ

とができる」と規定している。

- (イ) 本件開示請求は、上述のとおり法人名と当該法人が所有する車両を特定した上で、当該車両に係る行政文書の開示を求めるものであり、条例第 7 条第 3 号に規定する不開示情報である本件情報を開示することとなることから、条例第 10 条に該当する。

ウ 本件処分の正当性

情報公開制度は、何人に対しても、目的は問わず行政文書の開示請求を認めていることから、開示請求者本人から当該本人に関する情報の開示があった場合でも、開示請求者の属性や個人的な事情を問うことなく、開示・不開示の判断を行うこととなる。すなわち、不開示情報の該当性は、開示請求者の属性等に関わらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によってのみ判断するものであるから、たとえ開示請求者が当該情報の関係者であったとしても、開示・不開示の判断に影響するものではない。

よって、前記ア及びイのとおり、本件請求対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるから、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本件処分は適正である。

エ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、審査請求の理由において、「当該法人の責任の有無を明確にして、任意保険関係を確認する事、第三被害者があった時の救済のため」及び「車両一時抹消にも関係する重要な事案のため」と主張しているが、本件処分が適正な処分であることは前記ウのとおりであるから、上述の審査請求人の主張に理由はなく、失当であることは明らかである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察で取り扱った事案、交通事故等に関し平成 28 年 12 月及び平成 29 年 1 月に作成された日報、報告書、届出書その他の行政文書であって、A 警察署で保管するものであると認められる。

(2) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、処分庁が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について以下検討する。

処分庁は、本件請求対象文書の存否自体が条例第 7 条第 3 号イの規定により保護すべき情報に当たるため、条例第 10 条に該当すると決定しているため、当該情報の同号イ該当性について、以下判断する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

本件開示請求は、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察で取り扱った事案、交通事故等に関し、A 警察署で保管する行政文書を請求したものであり、特定の法人が所有する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したという事実を前提に、本件請求対象文書の開示を求めるものである。

よって、本件請求対象文書の存否を答えることは、特定の法人の所有する特定の車両に関して警察が取り扱う事案、交通事故等が発生したか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであ

るといえる。そして、本件存否情報が明らかになれば、当該法人の所有する車両に関して警察が取り扱う何らかの問題が生じていることが想起され、当該法人の社会的評価の低下につながる事となると考えられる。その結果、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあるといえ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、条例第7条第3号イに該当する。

ウ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第3号イに規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、特定の車両による交通事故が発生したとした上で、交通事故発生当時は当該車両が無車検・無保険の状態であったにもかかわらず、車検は有効であったと警察官が偽証しているという旨の主張をしている。審査請求人が主張する内容の真偽については当審査会の判断の及ぶところではないが、真偽がいずれであったとしても、本件行政文書開示請求に対する開示又は不開示の判断とは関係しない。よって、審査請求人の主張する内容は、処分庁が本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否の判断に影響を及ぼすものではなく、その適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

被害車両

有限会社 A 所有特定の車両に関する事案又は交通事故等平成 28 年 12 月 25 日より作成された A 警察署での日報、署内報告書、引き継表等、特定の車両に関する全ての行政文書 平成 28 年 12 月分 平成 29 年 1 月分で作成されたもの

事案又は交通事故関係全てをふくむ事故捜査捜索届（請求日現在 A 警察署の保管する行政文書）

尚上記車両は勝手に持ち出され事故をおこされた上、だましとられたもの。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.5	諮問 (弁明書の写しを添付)
30.11.22	審査請求人からの反論書 (平成30年10月21日付け) の写しを審査庁から受理
31.1.24	審査請求人からの反論書 (平成30年12月10日付け) の写しを審査庁から受理
31.3.5	審査請求人からの反論書 (平成31年2月2日付け) の写しを審査庁から受理
1.5.28	審査請求人から陳述書 (令和元年5月23日付け) を受理
1.6.24	審査請求人から陳述書補足 (令和元年6月13日付け) を受理
1.10.11	審査請求人から陳述書補足 (令和元年10月9日付け) を受理
1.12.20 (第588回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2.1.17 (第589回審査会)	審議
2.1.20	審査請求人から陳述書 (令和2年1月11日付け) を受理
2.2.14 (第591回審査会)	審議

2. 3. 27	答申
----------	----